

障がい者(児)への補助制度をご活用ください

～障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します～

身体障害者タクシー 利用料金等助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

●**内容**＝利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。

●**交付枚数**＝1人につき年度あたり24枚を交付

※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付。

●**対象者**＝身体障害者手帳1・2級所持者

1級…視覚、肢体、体幹、内部障害のもの

2級…下肢、体幹機能障害のもの

※詳細についてはお問い合わせください。

串間温泉いこいの里 利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温泉いこいの里を利用する際に使用できる、利用者カードを交付します。

●**対象者**＝身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●**助成額**＝1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年24回を限度

身体障害者自動車運転免許 取得・改造助成事業

●**内容**
・自動車運転免許取得
自動車運転免許取得に直接要した

費用の3分の2以内を助成します。
・自動車改造
自動車の改造に直接要した費用を助成します。(上限額は10万円)

●**対象者**
【自動車運転免許取得】

(1) 身体障害者手帳1級から3級までの等級に該当する者

(2) 身体障害者手帳4級以下の者で、道路交通法第91条の規定によって定められている者

(3) (1)(2)に該当する施設入所者で当該施設長の許可を受け、かつ、自動車運転免許取得が必要であると判断された者

※免許取得前に申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

【自動車改造】

(1) 身体障害者手帳1級から4級までの等級に該当する者

(2) 自動車免許を取得しており、道路交通法第91条の規定によって規定された者

(3) その者が属する世帯が特別障害者手当で用いる所得制限の限度額を超えない世帯である者

※自動車改造を行う前に申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

児童発達支援等 利用者負担額助成

児童発達支援等利用者負担額の無償化は、国の制度では、満3歳になって初めての4月1日から3年間が無償化の対象となっていますが、串間市においては、児童発達支援等を利用する児童において、利用者負担額を無償化の対象とします。

●**対象サービス**＝児童発達支援・保育所等訪問支援

●**対象児**＝串間市に住所を有し、串

間市の発行する障害児通所支援受給者証の交付を受けた児童
※詳細についてはお問い合わせください。

串間市医療的ケア児短期 入所拡大促進事業補助金

医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児の子育てを行う家族の負担軽減のために実施される短期入所の整備及び充実並びに医療的ケア児の緊急時の受入れ体制の確保を図るため補助します。

●**補助対象事業**＝宮崎県内に事業所を有する短期入所事業

●**補助基準額**
医療型短期入所事業所＝利用者1人当たり12,000円/日、上限年間60日/人

福祉型短期入所事業所＝利用者1人当たり7,000円/日、上限年間60日/人

緊急の場合＝利用者1人当たり7,000円/回、上限年間6回/人

※詳細については、お問い合わせください。

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用等の一部を助成します。

●**対象経費**＝補聴器の購入、修理費

●**助成額**＝原則として基準額の3分の2

※助成対象条件等の詳細についてはお問い合わせください。

障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

●**居宅介護(ホームヘルプ)**、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など

●**放課後等デイサービス**、児童発達支援、保育所等訪問支援など

●**補装具**、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など

※詳細についてはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

●**支給要件**＝対象児童が一定の障がい状態にあること。(診断書等により県が認定します。)対象児童が20歳未満であること。児童が施設等に入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

●**手当額**
1級(重度)月額5万6,800円
2級(中等度)月額3万7,830円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

●**支給対象者**＝20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。

●**手当額**＝月額2万9,590円
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当

●**支給要件**＝20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

●**手当額**＝月額1万6,100円
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

宮崎県おもいやり 駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀

行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。
※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

ヘルプマーク・ ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。
※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



高次脳機能障がい

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能(高次脳機能)が低下した状態を「高次脳機能障がい」といい、日常生活の中で症状が現れ、外見からは障がいがあるとわかりにくく、「見えない障がい」や「隠れた障がい」などといわれています。

症状などでお困りのことがありましたらお問い合わせください。
宮崎県身体障害者相談センター
☎0985-29-2556



☎ 福祉事務所自立支援係 ☎ 72-1123 (内線 502、503、504)